

守山市立図書館内  
カフェ運営事業者  
公募型プロポーザル募集要項  
ならびに実施要項

守山市

平成29年6月

## 1 事業の目的

新図書館は、「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」を基本コンセプトとし、「本と出会い心豊かに過ごせる図書館」「多くの人が集い地域の活力となる図書館」「人と人がつながる図書館」を三つの柱として、魅力的な図書館を目指す。また市民への資料提供にとどまらず「守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5つの柱の一つ「創業・就労支援」を推進するため、「知の森」ナレッジフォレストを整備し、創業・就労情報の提供、情報検索等の機能を提供する。その中に高感度・高品質なカフェを設置し、来館者に憩いの場を提供し、来館者の滞在時間の向上を図ることによって図書館との交流機能を高める。またカフェの場を利用して創業・就労支援事業を開催することで、図書館の付加価値を高めることを目的とする。

## 2 事業概要

事業概要については次の通りとし、詳細については、別紙「守山市立図書館内カフェ運営に関する仕様書」のとおりとする。

- (1) 事業名 守山市立図書館内カフェ運営
- (2) 事業内容 カフェの運営（飲料、軽食等の提供）および関連物販の販売
- (3) 実施場所 守山市立図書館（以下「図書館」という。）内カフェエリア部分  
面積 約78.8㎡(倉庫、洗面所、トイレを含む)

### \* 図書館の概要

- ・ 所有者 守山市
- ・ 所在地 滋賀県守山市守山五丁目3番17号
- ・ 建物構造 鉄骨2階建て 延床面積 約4,073.7㎡
- ・ 開業 平成30年7月予定

### (3) 使用料

月額50,000円以上で、事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。

### (4) 使用期間

開館予定日(平成30年7月予定)から5年間（1年更新）

### (5) 営業日 図書館開館日

ただし、図書館休館日であっても市民活動ゾーンの開館日においては営業可とする。

### (6) 営業時間 午前9時30分から午後7時まで

ただし、営業時間の延長については、市民活動ゾーンの開館時間内において自由に設定できる。

市民活動ゾーンの開館日・時間については、別紙「守山市立図書館内カフェ運営に関する仕様書」を参照。

(6)経費の負担等

別紙「守山市立図書館内カフェ運営に関する仕様書」を熟読のこと。

### 3 選定方式

図書館や創業・就労支援事業との連携を含んだ、高感度・高品質なカフェの運営を行うことから、事業者の有する能力、ノウハウ等を総合的に判断する必要があるため、「プロポーザル方式」を採用する。

### 4 公募について

(1)応募者の業者選定基準

ア「守山市立図書館整備基本計画書」

[https://library.city.moriyama.lg.jp/siryou/pabcome/kohonkeikaku\\_honbun\\_kanz\\_en.pdf](https://library.city.moriyama.lg.jp/siryou/pabcome/kohonkeikaku_honbun_kanz_en.pdf)

「守山市立図書館「本の森」改築基本設計・実施設計」 （図書館で閲覧可能）

などで示す新図書館のコンセプトを十分に把握し、図書館とのつながりを考慮した経営ができる者であること。

イ 物販、飲食施設の運営または維持管理の実績は求めないが、5年間の事業計画が綿密に策定できる者であること。

ウ 本プロポーザルにおける募集要項ならびに実施要項・仕様書・その他資料を十分理解し、記載された条件・制限などを順守できる者であること。

エ 法人、個人の別を問わない。

(2)応募者の制限

応募者は、以下の要件をいずれも満たしていること。

ア 営業に必要な法令に基づく許可を有する者または許可を得ることが確かな者。

イ 地方自治法施行令(昭和22施行令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

ウ 守山市入札参加資格停止基準(平成23年守山市告示第158号)に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を、最優秀提案者決定の日までに受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが最優秀提案者決定の日までになされていないこと。

オ 守山市暴力団排除条例(平成23年守山市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。また暴力団員等と社会的に非難さ

れるべき関係を有していないこと。

カ 国税、県税および市税を滞納している者でないこと。

### (3) 選定スケジュール

公募開始(ホームページおよび公告板) : 平成29年6月5日(月)

質問書提出〆切 : 平成29年6月26日(月)午後5時

質問がある場合は別添の質問書(様式第5号)により、守山市立図書館にメールで提出してください。

守山市立図書館 メールアドレス toshokan@city.moriyama.lg.jp

質問回答予定 : 平成29年6月29日(木)

(守山市ホームページにて公表)

応募〆切 : 平成29年7月3日(月)午後5時

参加資格者の決定 : 平成29年7月18日(火)午後5時

提案書 提出〆切 : 平成29年8月18日(金)午後5時

一次審査結果通知 : 平成29年8月下旬

二次審査(プレゼンテーション審査) : 平成29年9月上旬

審査結果発表 : 平成29年9月中旬

## 5 応募手続

### (1) 応募書類

次の書類を各2部提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)

イ 参加資格確認書類

(ア)法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本(法人の場合)

(イ)身元証明書(個人の場合のみ必要)

(ウ)印鑑証明書

(エ)納税証明書(未納がないことを証明するもの、または直前の2年度分の納税状況を証明するもの)

(オ)カフェ運営に必要な資格証の写し

食品衛生責任者(調理師・栄養士・食品衛生責任者講習修了者等)の資格証明書((エ)、(オ)は様式第2号に貼付すること)

ウ 企業概要(様式第3号)(法人の場合)

### (2) 応募書類受付期間等

平成29年6月5日(月)から平成29年7月3日(月)午後5時まで(必着)

持参または郵送(書留または簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、

持参したものについては一切受付しない。

(3) 提出場所 守山市立図書館

〒524-0021 滋賀県守山市吉身二丁目5番9号

電話番号：(077)583-1639

FAX番号：(077)583-6949

メールアドレス：toshokan@city.moriyama.lg.jp

(4) 参加資格の決定

応募書類に基づき、応募者の公募への参加資格の有無について審査し、参加資格の結果については応募者に通知するとともに、図書館整備室（守山市役所東棟2階教育総務課内）の窓口において公表するものとする。

## 6 提案書

参加者決定通知を受領後、次の書類各15部を提出すること。

(1) 提案内容

ア 事業実績概要書(様式第4号)

カフェ等の実績がある者のみ、最大5件まで記載すること。

(会社案内パンフレットがあれば添付すること。)

イ 経歴書(任意様式。個人のみ。)

経歴、所有する資格等を記載すること。

ウ 企画書(任意様式、ただしすべてA4横書き)

以下の項目について記載すること。

(ア) 基本方針 提案業務概要

(イ) 業務運営体制

(ウ) 業務運営計画

(エ) フロア計画

(オ) 事業収支計画

使用料の提案、1年あたりの事業収支予測、5年間の事業収支予測計画

(カ) 環境活動・社会貢献

(キ) 危機管理対策

企画書は最大でA4版8頁までとする。文字の大きさは11ポイントとする。

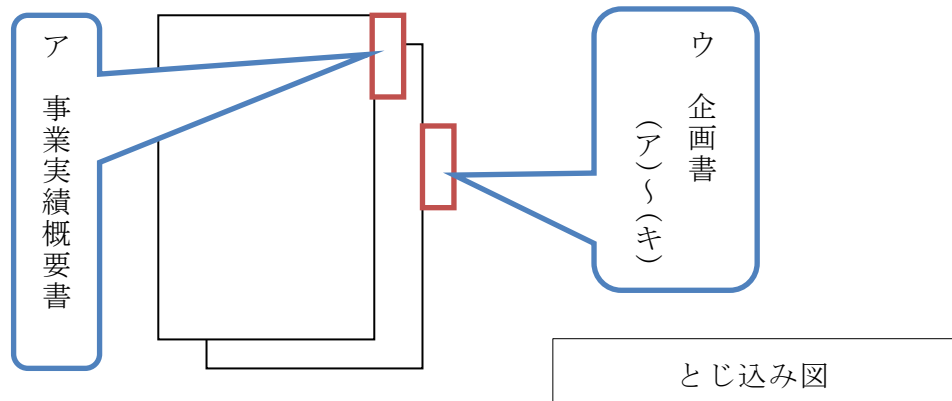
使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。

(2) 提出上の注意

「守山市立図書館内カフェ運営事業提案書」と記載した表紙を付け、上記ア～ウ(ア)～(キ)の順にすべてとじ込むこと。

また、各標題の先頭ページに、標題のインデックスを貼付すること。なお、原則と

して両面印刷はしないこと。



## 7 提案書提出期限等

### (1) 提出期限

平成29年8月18日(金) 午後5時まで

持参または郵送(書留または簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

### (2) 提出場所 守山市立図書館

上記5(3)に記載のとおり

## 8 審査方法

事前に設置する「守山市立図書館内カフェ運営事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)において行う。審査員は原則6名とする。

### (1) 一次審査(書類審査)

提出された提案書の内容を、8(3)の「審査項目評価基準」に基づき、最大で5者程度に選定し、平成29年8月下旬以降に書類審査結果を通知する。また、書類審査通過者には二次審査(プレゼンテーション審査)を行う。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

事業者毎にプレゼンテーション審査を行い、8(3)の「審査項目評価基準」に基づき審査する。

#### ア 二次審査スケジュール

(ア) 審査会開催 平成29年9月上旬予定

(イ) プレゼンテーション時間 一事業者 15分

プレゼンテーション審査の詳細については別途連絡する。現時点での予定は以下のとおりとする。

- ・プレゼンテーションは1者15分以内とし、質疑応答10分として実施する。なお、5分程度の準備時間を別途設ける。
- ・プレゼンテーションは本業務遂行の責任者もしくは副責任者が実施すること。

- ・プレゼンテーションは提案書をもって行うこととし、提案書以外の追加の提出資料は認めない。プレゼンテーション時に使用する資料はその限りではない。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンは事業者で用意すること。プロジェクター、スクリーン、延長コードについては本市にて準備する。
- ・プレゼンテーションの説明のため会場に入れるのは3名以内とする。
- ・欠席をした場合は、の審査、評価および選定から除外し失格とする。

### (3) 審査項目評価基準

評価項目	評価内容	一次審査	二次審査
		配点	配点
事業実績	カフェ等の実績、地域性（事務所等の位置）	5	
基本方針	基本方針、出店理念・目的、店舗基本コンセプト、コンプライアンス順守の考え方、出店の意気込みおよび特にアピールしたいこと。	30	30
業務運営体制	責任者の配置、スタッフ体制、市内在住者の雇用等（責任分担が分かる体制図で明示すること）	10	10
業務運営計画	図書館内カフェとしての取組みの提案、図書館・ナレッジフォレスト（創業・就労支援の場）・市民活動ゾーンとの連携 特色あるメニュー・季節メニュー（商品企画・オリジナリティ・価格設定等）	20	30
フロア計画	店内イメージ、イス・机等の配置図、使用予定の家具の型番	20	30
事業収支計画	1年あたりの事業収支予測、5年間の事業収支予測計画、使用料の提案	5	
環境活動や社会貢献の推進	地産地消、アレルギーへの対応、障害者への配慮等	5	
危機管理対策	予防管理、食中毒・異物混入・火災・その他事故・災害・不法行為発生時対応、防犯・防災等安全管理、各種保険への加入等	5	
		100	100

### (4) 審査結果の通知

審査の結果については、以下のとおり通知する。

ア 通知方法

書面により通知する。

イ 通知時期

審査後、5日以内に送付する。

審査結果について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して7日（守山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。この申立てをする場合、図書館整備室（守山市役所東棟2階教育総務課内）までのその旨を記載した苦情申立書を（様式第6号）にて提出すること。

(5) その他

なお、審査の結果、最優秀者の評点が同点の場合においては、同点となった者についてのみ再審査を行い、最優秀者を決定するものとする。

## 9 提出された書類の取扱い

(1) 原則、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え、追加および削除は原則認めない。ただし、市が求める場合は除く。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 提案書の提出は参加申込者1者につき1案とする。

(5) 公文書公開請求された場合、公開する場合あり。

## 10 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、後日指定する期日までに次の書類の提出すること。

(1) 行政財産使用許可申請書（事業者決定後、様式を配布）

(2) 食品衛生法に基づく営業許可書（コピー）

(3) 他、市が必要とする書類

## 11 その他

(1) 費用負担

書類作成および提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出する側の負担とする。

(2) 辞退

参加申込後または提案書の提出後、辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を守山市立図書館あてに提出すること。



(3)失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(4)参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5)参加申込者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が最優秀者特定の可否を採決して決定する。基準点に満たない場合にはプロポーザルを再度行うものとする。

## 12 問合せ先

守山市立図書館

〒524-0021 滋賀県守山市吉身二丁目5番9号

電話番号：(077)583-1639

FAX番号：(077)583-6949

メールアドレス：toshokan@city.moriyama.lg.jp 担当者：佐藤・竹村

図書館整備室

守山市教育委員会事務局 図書館整備室（教育総務課内）

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：(077)582-1112

FAX番号：(077)583-9441